

第20号
改訂番号 2
株式会社 S U B A R U
富士重工式FA-200-160型
令和元年 5月23日

型式証明データシート 第20号

我が国の航空法及び同法施行規則の耐空性要件を満足するものとして、ここに型式証明第20号の航空機に関するデータシートを発行する。

型式証明の所有者 株式会社 S U B A R U
東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

来歴 (所有者) 同上

富士重工式FA-200-160型 (飛行機 普通N類、実用U類又は曲技A類 1966年 (昭和41年) 3月1日承認)

(1) 発動機 製造者名: Lycoming
我が国の型式承認番号: なし (None)
製造国の型式証明番号: FAA TC No. E-274
型式名: O-320-D2A型

(2) 燃料 (a) 最低 91/96オクタンの航空ガソリン
(製造番号13から243まで (除く102))
(b) 最低 100/130オクタンの航空ガソリン
(製造番号102及び244以降)

(3) 発動機限界 離陸出力時及び連続最大出力時
最大出力: 119 kW (160 HP)
最大回転数: 2700 rpm (製造番号13から294まで)
最大離陸及び
最大連続運転回転数: 2700 rpm (製造番号295以降)
最大常用運用回転数: 2600 rpm (製造番号295以降)
許容最大シリンダ温度: 260 °C
許容最大滑油温度: 118 °C

ページ	1	2	3	4	5	6
改訂番号	2	-	-	-	2	-

滑油圧力: 最大 90 psi、最小 60 psi
 燃料圧力: 最大 8 psi、最小 0.5 psi

(4) プロペラ及び
プロペラ限界

(a) 製造者名: McCauley
 我が国の型式承認番号: なし (None)
 製造国の型式証明番号: FAA TC No.P-910
 型式名: ① 1C172/MGM7656型又は
 1C172/MGM7662型
 (製造番号13から243まで (除く102))
 ② 1C160/FGM7656型
 (製造番号102及び244以降)

(b) 静止回転数限界:

7656型プロペラの場合

許容されたスロットル位置での静止回転数は2460 rpmを超えず、かつ2300 rpmを下回らないこと。誤差は認められない。

7662型プロペラの場合

許容されたスロットル位置での静止回転数は2340 rpmを超えず、かつ2180 rpmを下回らないこと。誤差は認められない。

(c) 直径限界: 最大 1930.4 mm (76 in)
 最小 1879.6 mm (74 in)
 この範囲を外れてはならない。
 (7656型及び7662型プロペラ)

(5) 対気速度限界 (CAS) V_{NE} (超過禁止速度): (N、U類) 274 km/h (148 kt)
 (A類) 282 km/h (152 kt)
 V_{NO} (構造上の最大巡航速度): 241 km/h (130 kt)
 V_A (設計運動速度): (N、U類) 217 km/h (117 kt)
 (A類) 241 km/h (130 kt)
 V_{FE} (フラップ下げ速度 角度25°又は35°): 193 km/h (104 kt)
 V_{FE} (フラップ下げ速度 角度15°): 225 km/h (122 kt)

(6) 重心位置範囲

普通N類 (7656型プロペラ装着時):

1060 kgでは、STA 2494からSTA 2631である。

890 kg又はそれ以下では、STA 2364からSTA 2631である。

普通N類 (7662型プロペラ装着時):

1030 kgでは、STA 2468からSTA 2631である。

890 kg又はそれ以下では、STA 2364からSTA 2631である。

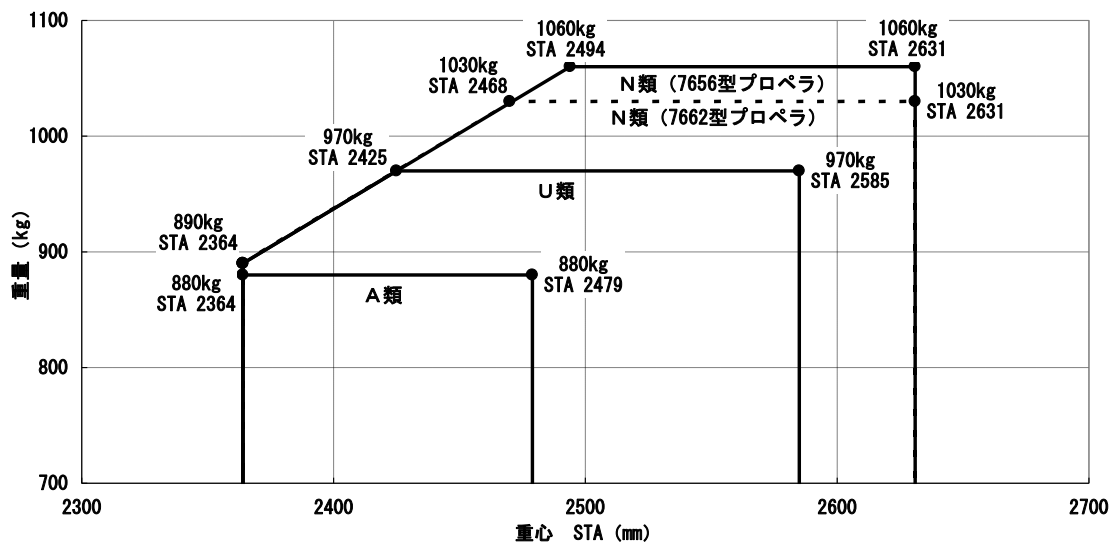
実用U類 (7656型又は7662型プロペラ装着時):

970 kgでは、STA 2425からSTA 2585である。

890 kg又はそれ以下では、STA 2364からSTA 2585である。

曲技A類 (7656型又は7662型プロペラ装着時):

880 kg又はそれ以下では、STA 2364からSTA 2479である。



ポイント間は直線に変化する。

(7) 空虚重量時の

重心位置範囲

なし (None)

(8) 機軸基準位置

STAの基準は、防火壁下部最前端の前方1320 mm

(9) 水平基準位置

縦方向: STA 3970 (ステップ取付円框)外面の丸ねじ及びリベットを鉛直線上に合わせる。

横方向: 左右のキャノピ・レールにバーをさしわたし、その上に気泡水準器を置き水平を出す。

(10) 最大重量 (最大離陸重量)	普通N類:	1060 kg (7656型プロペラ)	
		1030 kg (7662型プロペラ)	
	実用U類:	970 kg (7656型又は7662型プロペラ)	
	曲技A類:	880 kg (7656型又は7662型プロペラ)	
(11) 最小乗組員数	1名 (機長の位置: 前席左)		
(12) 座席数	4席		
	普通N類: 4名 (前席2名 (STA 2500)、後席2名 (STA 3416))		
	実用U類: 3名 (前席2名 (STA 2500)、後席1名 (STA 3416))		
	曲技A類: 2名 (前席2名 (STA 2500))		
(13) 最大手荷物 (N類のみ)	20 kg (STA 4040) (手荷物棚: 製造番号13から19及び244以降)		
	40 kg (STA 4040) (手荷物棚: 製造番号23から243まで)		
	80 kg (STA 4485) (胴体手荷物室: 製造番号244以降)		
(14) 燃料容量	総容量: 204.4 ℓ (54 U.S. GAL) (主翼タンク×2) (STA 2393)		
	使用可能燃料量: 196.8 ℓ (52 U.S. GAL)		
	使用不能燃料量: 7.6 ℓ (2 U.S. GAL) (注記2参照)		
(15) 滑油容量	総容量: 7.6 ℓ (8 qts) (STA 970)		
	抜取不能滑油量: 0.6 ℓ (0.6 qts) (STA 970) (注記2参照)		
(16) 最大運用高度	なし (None)		
(17) 操舵範囲	フラップ	上げ 0°	下げ 35°±1°
	補助翼	上げ 20°±1°	下げ 15°±1°
	方向舵	右 25°±1°	左 25°±1°
	昇降舵	上げ 25°±1°	下げ 15°±1°
		上げ 30°±1° *	下げ 15°±1° *
	昇降舵トリム・タブ	上げ 15°±1°	下げ 20°±1°
*: 製造番号127以降及びサービス通信FAS-046「錐揉回転秒時の延長」を適用した機体。			
(18) 製造者の製造番号	13, 16～19, 23～27, 32, 36～39, 42～44, 47～50, 56～79, 86～89, 102～104, 110～113, 120～123, 128～131, 135～137, 141～145, 149～155, 159, 162～165, 172～174, 177, 180～182, 209～211, 213, 219～221, 226～229, 231, 232, 236～239, 243, 257, 259, 260, 262, 263, 266～268, 280, 284, 286, 288, 290, 291, 294, 295, 297		

(19) 型式証明基準

以下による。

- (a) 航空法施行規則 附属書第一「航空機及び装備品の安全性を確保するための技術上の基準」(運輸省令第45号 1960年(昭和35年)12月28日付。ただし、運輸省令第2号 1989年(平成元年)10月1日付までの改正を含む)を適用。
- (b) 耐空性審査要領 第Ⅱ部 飛行機(運輸省航空局 耐空性基準)(空検第381号 1966年(昭和41年)10月20日付)を適用。
- (c) 操縦輪チューブ200-524028-13、-15及び-19については、運輸省航空局が承認した株式会社SUBARU技術報告書UHD-20590付1の設計荷重条件を適用。
- (d) 航空法施行規則 附属書第二「航空機の騒音の基準 第4章 国際民間航空条約の附属書16第1巻第6章が適用される航空機」(運輸省令第24号 1997年(平成9年)4月1日付)**を次のとおり適用。(製造番号295以降に適用)

	騒音値 (dB (A))	基準値 (dB (A))
上空通過	72.6	74.1

【条件】 最大離陸重量: 1060 kg
エンジン回転数: 2600 rpm
機体形態: 巡航形態

- (e) 航空法施行規則 附属書第三に定められる、排出燃料に係わる基準及び排出ガスに係わる基準については適用外である。
- (f) 型式証明番号: 第20号 (1966年(昭和41年)3月1日発行)
- (g) 型式証明申請日: 1964年(昭和39年)10月 2日申請

**：国際民間航空条約の附属書16第1巻第6章と同一である。

(20) 製造基準

なし (None)

(21) 装備品

基本の必須装備品は、航空法又は同法施行規則で定められており、適切な装備を航空機に搭載するように定められている。
装備品については、FSD-G-1115 「富士重工式FA-200型軽飛行機機体適合性確認部品表」を参照のこと。

(22) 注記

注記1: 現状の重量及びバランス (証明された空虚重量と必要に応じ指示される重量に含め、搭載品一覧表の内容を含む) は、航空機の最初の証明時点から常時維持されなければならない。

注記2: 使用不能燃料量及び抜取不能滑油量は、証明された空虚重量に含まれる。

注記3: 構成品の限界使用時間及び検査間隔等については、フィールド・サービス・ニュース No.FAN-038を参照のこと。